

後期高齢者に係る診療報酬について

第1 前回までの経緯

1. 「後期高齢者」という名称は廃止。
2. これまでに指摘が多かった、後期高齢者特定入院基本料、後期高齢者診療料、後期高齢者終末期相談支援料を中心に説明。
3. その他についても、点数が設定された由来や意義について一通り説明。

第2 論点

1. これまでに指摘が多かった項目については以下のような整理でよいか。

- (1) 後期高齢者特定入院基本料

今回、「長期入院患者に係る診療報酬について」の項目で議論

- (2) 後期高齢者診療料関連

第153回基本問題小委員会(12月4日)の議論においては廃止の方向

- (3) 後期高齢者終末期相談支援料関連

第153回基本問題小委員会(12月4日)の議論においては廃止の方向

2. その他の項目については、具体的な検討の際にご議論いただく。

- (1) 基本診療料の議論の中で検討すべき項目

後期高齢者総合評価加算、後期高齢者退院調整加算
診療所後期高齢者医療管理料

- (2) 特掲診療料の議論の中で検討すべき項目

薬剤情報提供料の加算(後期高齢者手帳記載加算)
後期高齢者退院時薬剤情報提供料
後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料
後期高齢者処置、後期高齢者精神病棟等処置料

- (3) 歯科診療報酬の議論の中で検討すべき項目

後期高齢者在宅療養口腔機能管理料

- (4) 調剤報酬の議論の中で検討すべき項目

後期高齢者薬剤服用歴管理指導料